

社会福祉法人緑樹会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑樹会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、各年度の報酬上限を理事一人に対し、15万円とする。

尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合でも第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合でも、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第4条 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日にあわせて理事会に出席した監事に対しては、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

- 2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。

- 3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合又は、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事務所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支払い)

第7条 役員及び評議員の報酬は原則として理事会及び評議員会の開催月の翌月10日に銀行振込により支払う。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1（第3条関係）

	報 酬（日額）	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2（第4条、第5条関係）

	報 酬（日額）	実 費 弁 償 費
理事及び評議員業務等報酬等	10,000円	5,000円
監事報酬等	10,000円	5,000円
苦情対応第三者委員報酬等	10,000円	5,000円